

千葉県いじめ防止対策推進条例（平成 26 年千葉県条例第 31 号）抜粋

（目的）

第一条 この条例は、いじめが、いじめを受けた児童等の基本的人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。)の趣旨を踏まえ、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにし、県が取り組むべき施策を整理し、及び積極的かつ効果的ないじめの防止等のための対策を実施することにより、児童等が健やかに成長することができる環境をつくることを目的とする。

（市町村の役割）

第六条 市町村は、国、県その他の関係者と協力しつつ、当該地域の実情に応じたいじめの防止等に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

2 市町村は、学校の設置者として当該市町村立の学校におけるいじめの防止等に関する施策を第一義的に実施すべき立場にあることを踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

（保護者の役割）

第九条 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等はいじめから保護するものとする。

2 保護者は、いじめが絶対に許されない行為であることをその保護する児童等に十分理解させ、当該児童等がいじめを行うことのないよう、必要な指導を行うよう努めるものとする。

3 保護者は、国、県、市町村、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

（県民の役割）

第十条 県民は、それぞれの地域において、児童等に対する見守り、児童等との交流の機会の確保その他の安心して児童等が過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

2 県民は、いじめを発見した場合、又はいじめの疑いがあると認められる場合には、県、市町村、学校その他の関係者に情報を提供するよう努めるものとする。